

山形県浄化槽整備促進事業について

浄化槽整備の今後の展望

- 生活排水処理施設の市町村整備計画の見直しによる浄化槽整備の必要性の高まり
⇒集合処理から個別処理へ
- 第三次県構想による整備目標の設定
⇒令和7年度末目標普及率:96%
うち浄化槽目標普及率:9.3%

課題

- 設置にかかる個人負担が大きい
- 合併処理浄化槽への転換に対する動機が希薄
(既に単独処理浄化槽を設置している家庭では、トイレが水洗化されているため)
- 高齢者世帯では、整備費の経済的負担が大きい
- 市町村によっては大きな整備遅延のところがある
・中山間地での整備の遅れ

平成28年度から

補助制度の拡充 = 山形県浄化槽整備促進事業の創設

- 新たな事業メニューの追加
単独処理浄化槽等から合併処理浄化槽への転換の加速化に向けて、市町村の積極的な対応を促し、住民負担の一層の軽減を図る加算補助制度を創設

山形県浄化槽整備促進事業費補助金の補助内容

～ 単独処理浄化槽等から合併処理浄化槽へ転換(リフォーム)を行う場合が対象 ～

個人設置型

個人負担額の約1/3を補助

国交付金基準額 (4割)		個人(設置者)負担 (6割)	
国 1/3	市町村 2/3	県補助金 1/3	実負担 (4割)

【県補助額】次の①②のいずれか低い額
①(浄化槽設置工事費-国交付金基準額)×1/3
②5人槽:16万円、6人槽以上:20万円

【具体例】5人槽の浄化槽設置工事費:90万円、国交付金基準額:35.2万円の場合
県補助金=16万円((90万円-国交付金基準額 35.2万円)×1/3 = 18.2万円 <上限額16万円>)
設置者負担額=38.8万円(90万円-35.2万円-16万円)

加算補助【H28から】

上記に加えて、市町村が国交付金基準額以上の助成を行う場合に県補助金を加算

国交付金基準額 (4割)		加算補助 2α	個人(設置者)負担 (6割-2α)	
国 1/3	市町村 2/3	市町村 +α	県 +α	県補助 1/3
		県・市町村同額※		実負担 (4割-2α)

【県加算補助額(+α)】
次の①②のいずれか低い額
①市町村の上乗せ補助額(+α)と同額
②5人槽:5万円、6人槽以上:6.5万円

【具体例】5人槽の浄化槽設置工事費:90万円、国交付金基準額:35.2万円、市町村の上乗せ補助額:5万円の場合
市町村補助額:40.2万円(国交付金基準額 35.2万円+上乗せ額5万円)
県補助金=21万円(((90万円-国交付金基準額 35.2万円)×1/3 = 16万円<上限額>) + 上乗せ5万円)
設置者負担額=28.8万円(90万円-35.2万円-5万円-16万円-5万円) ※ 38.8万円-28.8万円=10万円の設置者負担減

市町村設置型

個人負担額(設置分担金)の約1/2を補助

国交付金基準額 (10割)		うち設置分担金 (2割)	
国 1/3	市町村 約7/15	県補助金 約1割	実負担 (約1割)

【県補助額】次の①②のいずれか低い額
① 5人槽:8万円、6人槽以上:10万円
② 設置分担金への市町村補助額

【具体例】5人槽の浄化槽設置工事費:90万円、国交付金基準額:88.2万円、設置分担金(県内市町村平均)16万円の場合
県補助金=8万円 国負担額:29.4万円 市町村負担額:44.6万円
設置者負担額=8万円 ※ この他に使用料として、月5,000円ほど負担する(下水道料金とほぼ同程度)